

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令

○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 四三

告 示

○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 四四

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四四

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四四

○生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 四五

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四五

○大規模小売店舗立地法について意見があった件 四五

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四六

○計量器の定期検査を実施する件 四六

○指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 四六

○土地改良区の定款の変更を認可した件 四七

○保安林の指定をする件 四七

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四七

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 四七

○土地区画整理組合の定款の変更を認可した件 四七

訓 令

福島県訓令第十一号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本庁機関
出先機関

令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
機関	(略)	機関	(略)
建設事務	工事検査用 防護帽	建設事務	工事検査用 防護帽
	工事検査用 作業帽		工事検査用 作業帽
	工事検査用 作業服		工事検査用 作業服
	工事検査用 雨衣		工事検査用 雨衣
	工事検査用 ゴム手袋		工事検査用 ゴム手袋
	工事検査用 ゴム長ぐつ		工事検査用 ゴム長ぐつ
	工事検査用 防寒服		工事検査用 防寒服
	除雪作業用 防寒服		除雪作業用 防寒服
	除雪作業用 防寒ぐつ		除雪作業用 防寒ぐつ
	除雪作業用 ゴム手袋		除雪作業用 ゴム手袋
	ダム管理用 雨衣		ダム管理用 雨衣
	ダム管理用 ゴム手袋		ダム管理用 ゴム手袋
	ダム管理用 ゴム長ぐつ		ダム管理用 ゴム長ぐつ
	道路河川砂防巡視用		道路河川砂防巡視用
	保護帽		保護帽
	道路河川砂防巡視用		道路河川砂防巡視用
	作業帽		作業帽
	道路河川砂防巡視用		道路河川砂防巡視用
	作業服		作業服
	道路河川砂防巡視用		道路河川砂防巡視用
	雨衣		雨衣
	道路河川砂防巡視用		道路河川砂防巡視用

(略)	ゴム長ぐつ 道路河川砂防巡視用 防寒服
(略)	盛土監視用 保護帽 盛土監視用 作業帽 盛土監視用 作業服 盛土監視用 雨衣 盛土監視用 ゴム長ぐつ 盛土監視用 防寒服
(略)	ゴム長ぐつ 道路河川砂防巡視用 防寒服
(略)	(略)

附則
この訓令は、令和六年九月一日から施行する。

(職員業務課)

告示

福島県告示第四百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域
田村郡三春町大字熊耳字大平七番一の一部で次の図に示す区域
 - 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
 - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課

及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
(水・大気環境課)

福島県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よしだ内科クリニック	白河市結城一三番地一	令和六年七月一日
コスモ調剤薬局あだたら店	二本松市油井字石倉七六一三	同年八月一日
クスリのアオキ福島玉川薬局	石川郡玉川村大字小高字北畷三五番地の一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
月舘町歯科診療所	伊達市月舘町布川字西原三二の一	令和六年六月三〇日
クオール薬局鏡石北店	岩瀬郡鏡石町鏡沼二二四	同日

福島県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

令和六年八月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

（社会福祉課）

名 称	所 在 地	再開年月日
たかだばし整形外科クリニック	会津若松市北会津町東小松字北古川五〇番地	令和六年七月六日

（社会福祉課）

福島県告示第四百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年八月三十日から同年十二月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）喜久田ファッションモール 福島県郡山市東原三丁目百八十四番
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社しまむら
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠
住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社しまむら
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠
住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年四月十七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千九百三十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

（一）位置 別紙図面のとおり

（二）収容台数 七十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

（一）位置 別紙図面のとおり

（二）収容台数 十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

（一）位置 別紙図面のとおり

（二）面積 五十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（一）位置 別紙図面のとおり

（二）容量 六十四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（一）数 四箇所

（二）位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

七 届出年月日

令和六年八月十六日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月三十日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び矢吹町商工観光課に備え

置いて縦覧に供する。
令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイユーエイト新矢吹店 福島県西白河郡矢吹町新町百八十六番十八ほか
- 二 法第八条第一項の規定により矢吹町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月三十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) コメリハード&グリーン喜多方松山店・(仮称) 葉王堂喜多方松山店 福島県喜多方市松山町鳥見山字上天神五番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市(表郷、大信及び東を除く。)	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げ	一〇月一日 午前十一時から 午前一二時まで 午後二時から	白河市役所

るものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり

午後四時まで

一〇月二日

午前九時三〇分から
午前一二時まで
午後一時から
午後四時まで

同

一〇月三日
午前九時三〇分から
午前一二時まで

同

右に掲げる市の
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの

一〇月四日から一〇月一日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前九時から
午前一一時三〇分まで
午後一時から
午後三時まで

福島県計量検定所

- 二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市(表郷、大信及び東を除く。)	非自動ばかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二〇日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第四百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。
令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称

柴田文具店 安積 淳子

二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

福島県郡山市日和町字日向五十六番地

三 指定公金事務取扱者に指定した日

令和六年四月一日

四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

福島県農業総合センターにおける農産物等販売代金

五 指定公金事務取扱者に委託した日

令和六年四月一日

(農業振興課)

福島県告示第四百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、東和町土地改良区から令和六年七月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月二十二日認可した。

令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

南相馬市原町区金沢字浦一九四の五、一九四の六、一九五の三、一九五の四、一九九の一、二〇〇の二、二〇四の三、二〇五の三、二〇五の四、二〇六の一、二〇六の三、二〇七、二二二、二五七の二、二五八の二、二五九の二、二六〇の二、二六一の二、二六二の二、二六五の二、二七九の二、二八一の二、二八二の二、二八八から二九五まで、字船沢一五六から一六二まで、原町区北泉字地蔵堂四八六の八、四八七の三、五六六の一、字脇六五〇の三、八〇六から八一五まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市遠野町大平字皿貝七六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第四百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を警梯町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

鈴木傳次 鈴木寅一 田部西蔵 田部平三 田部覚三 五十嵐嘉次郎 鈴木能吉 鈴木爲重 遠藤久次 篠原辰多郎 鈴木泰由 遠藤善次郎 遠藤辰次郎 小林喜多郎 小田部万吉 村社山神社 田部善三 深澤吉三 吉田庄江 鈴木利光 遠藤鉄次郎 遠藤利吉 遠藤好三 遠藤市次郎 穴沢岩次郎 鈴木善弥 鈴木千代松 田部久四郎 遠藤由安 田部清吉 鈴木忠三郎 鈴木八百吉 鈴木林四郎 鈴木林三 鈴木耕吉 遠藤徳多郎 鈴木新多郎 田部留次 東田宗三郎 伊賀四郎吉 鈴木熊三 鈴木梯造 田部又吉 鈴木和吉 鈴木進 鈴木栄吉 鈴木弥作 鈴木巳之吉 遠藤多吉 遠藤宇吉 遠藤善四郎 穴沢善吉 伊賀寅八 五十嵐円次 田部市三 遠藤萬三 鈴木儀八 鈴木鳥吉 五十嵐庄多郎 鈴木福松 伊賀美津意 麓山神社 五十嵐嘉七 吉田庄重 あいつ農業協同組合 磯部辰衛 川井章 武田道正 鈴木傳 半澤豊壽 渡部吉多郎 磯部庄意 武田哲夫 瀬田正光 鈴木喜代志 穴澤次四郎 穴沢次四郎

小林吉三 青木勝昭 鈴木利彦 大竹富子 深沢吉三 八島祥子 武田道男 秋山平次

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第千三百五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 河原田惣一 河原田寅市 五十嵐藤平 菅家トシエ 菅家喜三 菅家堅二 星秀司
 星武丸 大森タミ子 馬場誠二 武田武彦 平野時男 鈴木久 馬場弘道 佐野進
 武 佐野博三 佐野覺重 大山直樹 馬場太郎右工門 渡部昌弘 芳賀愛一 芳賀洋
 助 田中修志 平野隆三

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年福島県告示第四百三十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を三島町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 鈴木庄七 鈴木辰二 鈴木一美 片山富夫 片山賢一 片山スマ子 海老名藤吉
 海老名康衛 阿部徳吉 阿部幸英 若林徳三郎 目黒克志 目黒和夫 目黒一男 田
 中源司 西堀哲子 酒井善八 細堀忠信 細堀辰也 佐久間安之助 斎藤賢夫 栗城

藤衛 栗城忠雄 栗城美弘 栗城互 栗城朔郎 栗城光夫 栗城イセ 角田芳三

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年福島県告示第四百三十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 土地区画整理組合の名称 伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 福島県伊達市原島百五番地
- 三 設立認可の年月日 令和三年三月二日
- 四 変更認可の年月日 令和六年八月三十日
- 五 変更の内容 事務所所在地

変更前 福島県伊達市原島百五番地
 変更後 福島県伊達市鶴田七十四番一 カーサ伊達一〇二号室
 （まちづくり推進課）

